

令和6年度

熱海市道路維持管理システムサービス

仕様書

令和6年8月

熱海市 観光建設部 都市整備課

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が利用する「熱海市道路維持管理システムサービス」（以下「本業務」という。）について適用され、本業務の受託者（以下「受託者」という。）が履行しなければならない一般的事項を定めたものである。

### (業務の目的)

第2条 本業務は、スマートフォン等（以下「端末」という。）を利用して道路パトロール業務を効率的に行い、報告書の自動作成及び住民からの一般・苦情受付機能を一元的に管理し、市道等の維持管理を行うことを目的とするものである。

### (履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとする。

### (受託者の義務)

第4条 受託者は、契約の履行にあたっては、本業務の目的を十分に理解した上で、本業務を実施しなければならない。

### (準拠する法令等)

第5条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下に記載する関係法令等に準拠して行うこととする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律及び同法施行令、同法施行規則
- (2) 著作権法及び同法施行令、同法施行規則
- (3) 測量法及び同法施行令、同法施行規則
- (4) 地理空間情報活用推進基本法
- (5) 熱海市個人情報保護法施行条例及び同施行規則
- (6) 熱海市契約規則
- (7) 熱海市会計規則
- (8) 熱海市暴力団排除条例
- (9) その他の関係法令及び通達、条例・例規並びに諸規則等

### (情報の保持)

第6条 受託者は、本業務の処理上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。

(損害賠償)

第7条 受託者は、本業務遂行中に第三者に損害を与えた場合、第三者から損害を受けた場合については、全て受託者の責任において処理解決するものとする。

(貸与資料)

第8条 委託者は、本業務で必要と認められた以下の資料を貸与し、受託者は借用書を提出した上で、責任をもって保管しなければならない。また、受託者は本業務完了後、速やかにこれを返却すること。

- (1) 熱海市管理路線データ (shape 形式)
- (2) その他委託者が所有し必要とされる資料

## 第2章 基本サービス

(基本サービス)

第9条 基本サービスとして、以下に示す機能相当が利用できるものとする。

- (1) ログイン機能

本システムの利用者はユーザーID・パスワードによって管理され、ログイン画面でユーザーIDとパスワードを要求・認証すること。

- (2) 利用機能のアクセス制御

利用者毎に機能メニューへのアクセス制御が行われ、利用者毎に利用可能なメニュー表示を行う制御機能を有すること。

- (3) 道路パトロール日誌情報記録機能 (モバイルアプリケーション)

ア. 道路パトロール時に、現地でスマートフォン等のモバイルデバイスを利用して、道路パトロール日誌の記録を可能とするモバイルアプリケーションを有すること。

イ. パトロール開始前後に、次の情報を記録する機能を有すること。

- ・巡回日
- ・出発時刻、帰着時刻
- ・巡回経路
- ・天候
- ・パトロール巡回者

ウ. 道路パトロール中、実際に走行した軌跡をGPS機能等により記録する機能を有すること。

エ. パトロール中に現地確認した結果を記録する機能を有すること。

オ. 現地確認時に異状が見受けられた場合は、現地時刻、路線名、住所、写真、異状内容等の情報を記録する機能を有すること。

カ. 記録された道路パトロール日誌はリアルタイムにサーバにアップされ情報共有を可能とすること。

- キ. 通信ができないオフライン環境でも住宅地図の表示及び道路パトロール日誌の記録を可能とするオフライン機能を有すること。
- (4) 道路パトロール日誌作成等機能
- ア. ③の機能で記録した道路パトロール日誌情報の検索・照会・更新を可能とする機能を有すること。
- イ. 道路パトロール情報をもとに道路パトロール帳票の作成・出力が可能であること。
- (5) 修繕着手管理機能
- ア. 道路パトロール日誌記録機能で、修繕が必要と判断された異状について修繕伺いを記録する機能を有すること。
- イ. 民間業者より修繕見積りを取得するため、メール通知にて異状の情報を連携する機能を有すること。
- (6) 一般・苦情受付機能
- ア. 住民からの問合せ（一般・苦情）を受け付ける機能を有すること。
- イ. アにて受け付けた内容について、メールで通知する機能を有すること。
- ウ. 受付で記録された異状地点は、道路パトロール機能で現地確認結果が記録可能な機能を有すること。
- (7) 事故受付管理機能
- 事故概要・被害概況・対応要否・対応内容について記録可能な機能を有すること。
- (8) 各種集計・検索機能
- ア. 本システムで記録された道路パトロール日誌、一般・苦情受付、事故受付を検索し、検索結果を一覧表示・情報編集する機能を有すること。
- イ. 検索結果を CSV 等で抽出・ダウンロードする機能を有すること。
- ウ. 検索条件を任意に指定し、柔軟な検索条件の指定が行える機能を有する事。
- (9) GIS 機能
- ア. 本システムに表示する背景地図として(株)ゼンリンの住宅地図（タイル形式）を採用する。
- イ. GIS に表示する地物データはレイヤー管理・表現可能とすること。
- ウ. 異状地点は、直営パトロール、委託パトロール、一般・苦情受付、事故受付等、経過観察毎に色分けして識別したマーカーで表示する機能を有する事。

(端末利用環境)

第 10 条 本システムの端末利用環境は以下のとおりとする。

- (1) 推奨ブラウザは Microsoft Edge とし、Microsoft Internet Explorer (11 以上)、Google Chrome、Safari のブラウザでも利用が可能であること。また、各ブラウザについては、主要なブラウザのバージョンアップ等に対応できること。
- (2) インターネットに接続されていれば、ウェブブラウザから閲覧可能であること。

(サーバ環境)

第 11 条 本システムは、データセンターのクラウド上に置かれたサーバで稼働することとし、データセンターの機能等は以下のとおりとする。

- (1) 多重化構成で、大容量・高速なバックボーンによるインターネット接続環境を有すること。
- (2) 冗長構成のとれた電源設備を完備し、無停電電源装置と自家発電装置で停電時も無瞬断で電源を供給できること。
- (3) 各システムについて、一般的なインターネット通信環境においてストレス無く稼働できる能力を有すること。
- (4) データセンターへの通信については、セキュリティを考慮した仕組みがあること。

### 第 3 章 携帯端末等導入

(携帯端末)

第 12 条 受託者は、委託者に対し、基本サービスの利用に必要なスマートフォン等を貸与し、貸与したスマートフォン等においては、インターネット通信サービスを提供するものとする。

(1) 機器の貸与期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(2) 貸与機器の引き渡し

サービス開始時のこれらの貸与機器の引き渡し方法は、原則として委託者が決定する。受注者は、必要に応じて協議することができる。

(3) 使用保管管理

委託者は、これらの貸与機器を、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(端末の機能等)

第 13 条 端末の機能は以下のとおりとする。

- (1) 位置情報取得間隔 10 秒以内、サーバへの位置情報送信はパトロール終了時を標準とする。
- (2) 通信回線及び端末は導入より 5 年以上利用可能なものを使用すること。なお、導入より 5 年以内に支障となった場合は、代替となる通信機器等を受託者の負担で用意するものとする。

### 第 4 章 システム運用支援

(システム障害対応)

第 14 条 本システムに障害が発生した場合は、直ちに障害対応作業を行える体制を用意し迅速に復旧処理を行うものとする。

- 2 システム障害対応については、一時対応受付を行う窓口を設けるものとし、原則として、障害が発生した場合は、委託者の担当部署へ 1 日以内に報告、対応するものとする。また、必要に応じて 1 日以内に訪問対応するものとする。

3 障害復旧後は、担当職員に作業結果、原因の分析、再発防止策の策定について報告することとする。

(サポート窓口)

第 15 条 本システムを利用する上で生じる操作に関する疑問、作業中に生じた障害等の不具合、障害対応の一時対応窓口として、サポート窓口を設置するものとする。

(1) 内容と種類

- (ア) サービスの仕様、操作方法に関する質問への回答及び助言
- (イ) サービスが正常に動作しない場合の回避措置に関する質問への回答及び助言
- (ウ) サービスの利用に必要なソフトウェアの更新版の提供

(2) サポート窓口

電話またはメールによるサポート窓口の設置。

(3) 受付時間

- (ア) 電話での受付は平日の 9 時から 17 時まで(土・日・祝日・及び別に定める休日を除く。)
- (イ) メールでの受付は 24 時間。

(市管理路線データの調整)

第 16 条 本システムの市管理路線データについて、協議のうえ市道認定廃止等の軽易な変更を反映させること。

(機能変更)

第 17 条 本サービスのシステムの機能変更を行うときは、事前に委託者に通知するものとする。なお、機能変更に伴い本サービスの機能低下が見込まれるときは、事前に両者協議のうえ必要措置を講じるものとする。

(セキュリティ対策の実施)

第 18 条 本サービスにおけるシステムへの不正アクセスやデータ改ざん、情報漏洩などのセキュリティ事故の防止に努めるものとする。また、本サービスにおけるセキュリティ事故の発生を確認した場合、委託者に報告するとともに、必要な対処を行うものとする。

## 第 5 章 その他

(運用開始)

第 19 条 本システムは、令和 6 年 10 月 1 日から運用を開始させること。運用前に必要なシステムの構築及びサーバ等の整備、携帯端末の配布を行う。

(著作権)

第 20 条 本業務において導入する本システムと住宅地図データに関しては、システムの使用を与える契約内容とし、著作権を拘束するものではない。ただし、本業務において貸与した資料及び電子データの著作権は、委託者に帰属する。

(サービス利用方法の説明)

第 21 条 本サービスの導入にあたり、受託者は委託者に対し、マニュアル等によりサービスの利用方法を説明することとする。なお、説明内容は委託者の指示に従うものとする。

(協議)

第 22 条 本仕様書の各項目に記載なき事項および疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、受託者は委託者の指示に従い業務を遂行するものとする。

■別記 利用者・利用台数一覧表

NO	利用者	所在地	携帯端末 (第12条)	システム全般 (PC利用)
1	熱海市観光建設部都市整備課	静岡県熱海市中央町1番1号	6台	6名